

## 令和8年度第1回 引佐北部小中学校運営協議会

進行：教頭

- 1 開催要件確認・授業参観説明
  - 2 校長挨拶
  - 3 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
  - 4 自己紹介（委員、学校職員、CSディレクター）
  - 5 浜松市学校運営協議会規則確認  
第3条第1項（目的）、第5条第1項（協議会の役割）、第6条（対象学校の運営に関する基本的な方針の承認）、第12条第1項・第2項（委員の守秘義務）、第14条第2項（会議の運営）
  - 6 会長の選出（委員の中から互選）
  - 7 副会長の指名（会長より指名）
  - 8 議長の選出（出席した委員の中から互選）
  - 9 前回会議録、令和7年度学校運営協議会自己評価の確認
- < 授業参観 14:00 ～ 14:20 >
- 10 熟議 司会進行：議長
    - (1) 学校運営基本方針について 校長
    - (2) 引佐北部小中学校いじめ防止基本方針について 校長
    - (3) 引佐北部小中学校年間計画について 教務
    - (4) 学校運営協議会令和8年度自己目標について
  - 11 報告 教頭
    - (1) 学校運営協議会年間計画について 教頭
    - (2) 夢育やらまいか推進事業CS加算分について
  - 12 連絡 議長（ ）委員
    - (1) 第2回開催日時 6月25日（木）
    - (2) その他

## 令和8年度 学校運営協議会年間計画（案）

### 第2回 6月25日（木）

- 学校評価アンケートについて
- 児童・生徒との協議について
- 今後の部活動について（9月以降の休日の部活動の地域移行について）

### 第3回 9月8日（火）

- 児童・生徒・保護者との協議
- 1学期の教育活動の振り返りについて
- 業務量管理・健康確保措置に関して

### 第4回 1月21日（木）

- 学校関係者評価
- 夢育やらまいか推進事業CS加算分

### 第5回 2月18日（木）

- 学校関係者評価（いじめ問題への取組）
- 学校運営協議会自己評価
- 令和9年度学校運営の基本方針について
- 令和9年度学校運営協議会年間計画について

令和7年度 第5回 引佐北部小中学校運営協議会 会議録 (要点記録)

- 1 開催日時 令和8年 2月26日(木) 13時30分から15時35分まで
- 2 開催場所 引佐北部小中学校 校長室
- 3 出席委員 山本 培代、廣瀬 稔也、池田 信子、五十川 亜純、松田 好道
- 4 欠席委員 鈴木 知成、萬立 芳朗
- 5 学 校 畠山 徹(校長)、高柳 もと子(教頭)、中道 茂美(教務主任)、野末 敏宏(教務主任)、鈴木 亮祐(生徒指導主事)、田力 里枝(CSディレクター)
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議録作成者 CSディレクター 田力 里枝
- 8 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、松田委員が推挙され、全員異議無くこれを承認した。

9 協議事項

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 学校関係者評価(学校評価・いじめ問題への取組) | 教務・生徒指導主事 |
| (2) 学校運営協議会自己評価             | 教頭        |
| (3) 令和8年度学校運営の基本方針について      | 教頭        |
| (4) その他                     |           |

10 連絡

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 休日の部活動の地域移行について      | 教頭 |
| (2) 第3期委員について(口頭)        | 教頭 |
| (3) 令和8年度学校運営協議会年間計画について | 教頭 |
| (4) その他                  |    |

11 会議記録

司会の教頭から、委員総数7人のうち5人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

教頭が途中退席をするため熟議の順番を変更し、協議(1)の後、連絡に続くことを説明し、委員の了承を得た。

協議(1) 学校関係者評価(いじめ問題への取組)

・生徒指導主事より、いじめ問題の総点検結果として具体的な改善点の紹介があった。また、ささいなことでも学校として取り上げて対応をしたことが伝えられた。

・保護者との考えの行き違いはあるか?(松田委員)

→ないと考えている。(校長)

・過去に給食で悩んでいた子供に先生が寄り添ってくれて、不登校にならずに済んだ例がある。(山本委員)

→本校でも、不登校の子供にたびたび家庭訪問をして、今はフリースクールに通えるようになった子がいる。(校長)

・いじめを受けている側もしている側も、子供と同じく保護者も不安がある。小規模校ゆえに親同士のかかわりも多い。(松田委員)

→市との協議で、不登校に関して近くの施設で受け皿になってくれることになった。中山間地域ならではの課題解決ができてきた。(校長)

連絡(1) 休日の部活動の地域移行について

- ・令和8年度9月以降、土日の部活を学校で行わないことになった。アンケート結果から判断すると、子供保護者共に、学校内で行うことは希望しないようだ。(校長)

(2) 第3期委員について

- ・8年度3期委員は、推薦をいただいた方々に了承をいただいた。継続の2名と合わせて7名の委員が決まった。(教頭)

(3) 令和8年度学校運営協議会年間計画について

- ・8年度も5回の開催で進めたい。(教頭)

協議 (1) 学校関係者評価 (学校評価)

- ・学校運営の重点事項で、「自分たちの学校は自分たちで作る」意識の向上とあるが、具体案はあるか。(廣瀬委員)

→生かせる場所はどこかを、それぞれの担当で話し合っているところ。(教務)

- ・自分たちの話し合いで何か変わったとわかると自信になる。(廣瀬委員)
- ・国際コミュニケーション科とふるさと科を活用するのが本校の特色なので、ぜひ続けてほしい。(松田委員)

(2) 学校運営協議会自己評価

- ・学校運営協議会の思いを評価に入れてほしい。(松田委員)
  - ・プレの時から8年関わってきた。学校にかかわる人が増えるといい。学校を残す以上は、子供の数を確保できるといい。「未来デザイン会議」を開催し、子どもと地域住民に「いなさ地域のよりよい未来とは」を考えてもらった。(廣瀬委員)
  - ・「未来デザイン会議」に委員長として参加した。コロナで継続できなかったのが心残りだ。ベンチプロジェクトは地域の方と9年生が深くかかわれてよかった。発信だけでなく具現化するのがポイント。(五十川委員)
  - ・学校の変化がよく分かった。高齢化少子化に伴って学校は遠くなっているが、地域の方のかかわりでつながりが続くといい。(山本委員)
  - ・学校がなくなるということは非常にさみしいこと。花壇の整備や草刈りなどで地域の人を学校に引っ張ってこることができたらいい。(池田委員)
  - ・他校と比べて熟議はよくできている。廣瀬委員や五十川委員が作ってくれたベースはたいへんよいので、続けていきたい。情報発信は十分だったのか。(松田委員)
- 学校経営を委員の皆さんに熟議をしていただくのがこの協議会の基本。(校長)

(3) 令和8年度学校運営協議会年間計画について

- ・主体性は大切。どうやって身に付けることができるかが大きな課題。(廣瀬委員)
- ・小規模校ゆえに子供と深くかかわれるが、子供の行動を大人が待てない点がある。(池田委員)
- ・町の子供と何が違うか？(松田委員)

→やさしい、素直、家庭環境がととのっていることが多い。(校長)

- ・満たされているから主体性に欠けるのではないか。(五十川委員)
- ・経験や困難な状態に会うことで、主体的になれるのかもしれない。(山本委員)

(4) 令和8年度第1回の開催は、5月7日(木)を予定している。

# 令和8年度 引佐北部小中学校グランドデザイン

【はままつの教育理念】「描く夢や未来の実現」

【コンセプト】「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」

【目指すこどもの姿】

「自分らしさを大切にすることも」「他者と協働し、主体的に行動できるこども」「自己調整しながら、粘り強く取り組むこども」



## 【学校の理念】 みんなでつくる「みさと」の学校

### 【学校教育目標】 心豊かにたくましく生きる児童・生徒の育成

	「心豊かに生きる」 自分も相手も大切にし、違いを認め合って、みんなのために力を合わせる。	「たくましく生きる」 自分で決めて進んでやり、うまくいなくても工夫して、最後まで挑戦し続ける。
高等部 ブロック	○自他の尊厳を重んじ、多様な価値観を協働的に統合して、よりよい集団や社会の形成に貢献することができる。	○自らの課題に責任をもって自己決定し、自らの思考や行動を自己調整しながら、主体的に未来を切り拓くことができる。
中等部 ブロック	○自分らしさと他者の多様な視点を尊重し、互いのよさを生かしながら集団の中で自分の役割を果たすことができる。	○学習や生活の課題に対して解決策を選択し、プロセスを振り返り、修正しながら粘り強く取り組むことができる。
初等部 ブロック	○自分のよさや相手の気持ちを理解し、きまりを守って仲間と助け合いながら活動することができる。	○身近なめあてを自分で決め、失敗してもやり方を工夫して最後までやり抜くことができる。

### 【令和8年度の学校運営の重点】

#### ①児童・生徒の主体性の育成

- 「自己決定」と「自己調整」を大切にした教育活動の推進
- 「自分たちの学校は自分たちでつくる」意識の向上



#### ②「引北らしさ」を生かした教育活動の充実

- 各ブロックにおける異年齢集団活動の充実と日常化
- 付きたい力とブロックの接続的な学びを意識した「国際コミュニケーション科」と「ふるさと科」の実践

#### ③「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
- 効果的なICTの活用
- 複式学級における運営と指導力向上

#### 安心できる居場所づくり

- 道徳教育、特別活動、健康教育の充実
- 児童・生徒支援における共通理解、個に応じた支援の充実、教育相談体制の充実
- 就学支援委員会、発達支援教室、いじめ対策委員会の充実

#### 社会に開かれた教育課程の推進

- 学校運営協議会や保護者との信頼・協働
- 地域での学び・地域の方による学習支援の充実

## 令和8年度 学校経営方針

### 1 はじめに

生あることが、すでに十分すばらしいこと。そして「よりよく生きてほしいと願う」、ここに教育があると考えます。

教育基本法では、教育の最大の目的を「人格の完成」としています。そのためには学習指導要領が目指す「生きる力」の育成が必要であり、第4期教育振興計画・第4次浜松市教育総合計画を受けながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等により、子供たちに持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成していきます。

### 2 学校課題

昨年度（令和7年度）の課題分析より、次のことが浮き彫りとなりました。

- |   |
|---|
| <p>① 主体性と粘り強く挑戦し続けることに関して</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自ら目標を立てて学習し、計画的に学習に取り組むことに課題がある。</li><li>・粘り強く取り組んだり、失敗を恐れて挑戦したりすることができない。</li></ul> <p>② 基礎的な学習と生活習慣に関して</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基礎学力の定着に課題がある。</li><li>・基本的な生活習慣(挨拶等)に課題がある。</li></ul> <p>③ 引北らしさを生かした教育活動の充実に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校行事、体験的活動が多く、児童生徒の生活に余裕がないという課題がある。</li><li>・「たくましく生きる」児童生徒を育成するための異学年集団活動が十分でない。</li></ul> |
|---|

ここから、改めて「主体性をどう育むか」を考えるとともに、この学校課題を解決し目指す子供の姿に近づけるために、重点施策を3つに絞ります。

また、この施策を支える基盤づくりとして、引き続き、子供たちにとっても教職員にとっても「心理的安全性」が高い場所を目指します。互いの存在を認め合う温かな基盤の上で心豊かに、そして予測困難な社会をたくましく生き抜く児童・生徒を育成します。

### 3 学校教育目標と目指す姿

#### (1) 学校教育目標：【心豊かにたくましく生きる児童・生徒】

本校が目指すのは、単に知識を持つ児童・生徒ではなく、変化の激しい社会において自らの人生を切り拓くことができる子供です。昨年度の課題である「受け身の姿勢」「失敗への恐れ」を克服し、以下の姿を目指します。

【心豊かに生きる】自分も相手も大切にし、ちがいを認め合って、みんなのために力を合わせる。

【たくましく生きる】自分で決めて進んでやり、うまくいなくても工夫して、最後まで挑戦し続ける。

## (2) 目指す子供像

各ブロック（9年生・7年生・4年生）で目指す子供の姿をまとめました。

	「心豊かに生きる」	「たくましく生きる」
	自分も相手も大切にし、ちがいを認め合って、みんなのために力を合わせる。	自分で決めて進んでやり、うまくいなくても工夫して、最後まで挑戦し続ける。
高等部 ブロック	○自他の尊厳を重んじ、多様な価値観を協働的に統合して、よりよい集団や社会の形成に貢献することができる。	○自らの課題に責任をもって自己決定し、自らの思考や行動を自己調整しながら、主体的に未来を切り拓くことができる。
中等部 ブロック	○自分らしさと他者の多様な視点を尊重し、互いのよさを生かしながら集団の中で自分の役割を果たすことができる。	○学習や生活の課題に対して解決策を選択し、プロセスを振り返り修正しながら粘り強く取り組むことができる。
初等部 ブロック	○自分のよさや相手の気持ちを理解し、きまりを守って仲間と助け合いながら活動することができる。	○身近なめあてを自分で決め、失敗してもやり方を工夫して最後までやり抜くことができる。

### ○【高等部】9年生卒業時の目指す姿（義務教育の集大成/自立への扉）

思春期後期・青年期への移行期であり、自我同一性（アイデンティティ）を確立し、社会への参画意識を高めるステージです

#### 【心豊かに生きる】自他の尊厳を重んじ、多様な価値観を協働的に統合して、よりよい集団や社会の形成に貢献できる。

単に「認める」「協働する」だけでなく、対立を乗り越えて新たな価値を生み出す「統合」の段階へと引き上げました。「自分の存在意義（自己有用感）」を、集団や社会への貢献を通して実感できる姿を目指します。

#### 【たくましく生きる】自らの課題に責任をもって自己決定し、自らの思考や行動を自己調整しながら、主体的に未来を切り拓く。

自分の人生や社会の課題に対して「責任を伴う自己決定」を行います。そして、メタ認知（自分を客観視する力）をフルに働かせ、困難な状況でも感情や学習課程を高度に「自己調整」し、真の「主体性」を発揮する姿です。

## ○【中等部】7年生修了時の目指す姿（メタ認知の芽生え/多様性との出会い）

小学校高学年から中1にあたるこの時期は、客観的思考が発達し、仲間との関係性が深まる一方で、他者との違いに葛藤するステージです。

**【心豊かに生きる】自分らしさと他者の多様な視点を尊重し、互いのよさを生かしながら集団の中で自分の役割を果たす。**

「仲良くする」段階から脱却し、多様性（他者の異なる視点）を理解・受容する段階です。特別活動の目標である「よりよい生活を築くために集団の中で役割を果たす」態度を重視します。

**【たくましく生きる】学習や生活の課題に対して解決策を選択し、プロセスを振り返り修正しながら、粘り強く取り組む。**

高等部の高度な姿の準備段階として、複数の選択肢からよりよいものを選ぶ「自己決定」と、やりっぱなしにせず「振り返って修正する」という「自己調整」のサイクルを意図的に回し始める姿を目指します。

## ○【初等部】4年生修了時の目指す姿（自己・他者への気づき/基本的生活習慣の確立）

他者の存在を意識し始め、集団生活のルールや協力することの意義を体感的に学んでいくステージです。

**【心豊かに生きる】自分のよさや相手の気持ちを理解し、きまりを守って仲間と助け合いながら活動する。**

道徳性の基盤となる「思いやり」や「規則の尊重」を身につけます。まずは、身近な仲間と協力して活動することに喜びを感じる（所属感・安心感）段階です。

**【たくましく生きる】身近なめあてを自分で決め（自己決定の基盤）、失敗してもやり方を工夫（自己調整の基盤）して、最後までやり抜く。**

高度な「自己調整」の萌芽として、「失敗したら別の方法を試す（工夫する）」という行動を促します。日常の小さな「めあて」を自分で決める経験を積むことで、主体性の根っこを育てます。

## (2) 目指す教師像

- ・ 学び続け、「教える教師」から「支え、伴走する教師（ファシリテーター）」へ
- ・ チーム学校として、組織的に課題解決にあたる教師
- ・ 業務の適正化を図り、心にゆとりを持って子供と向き合う教師

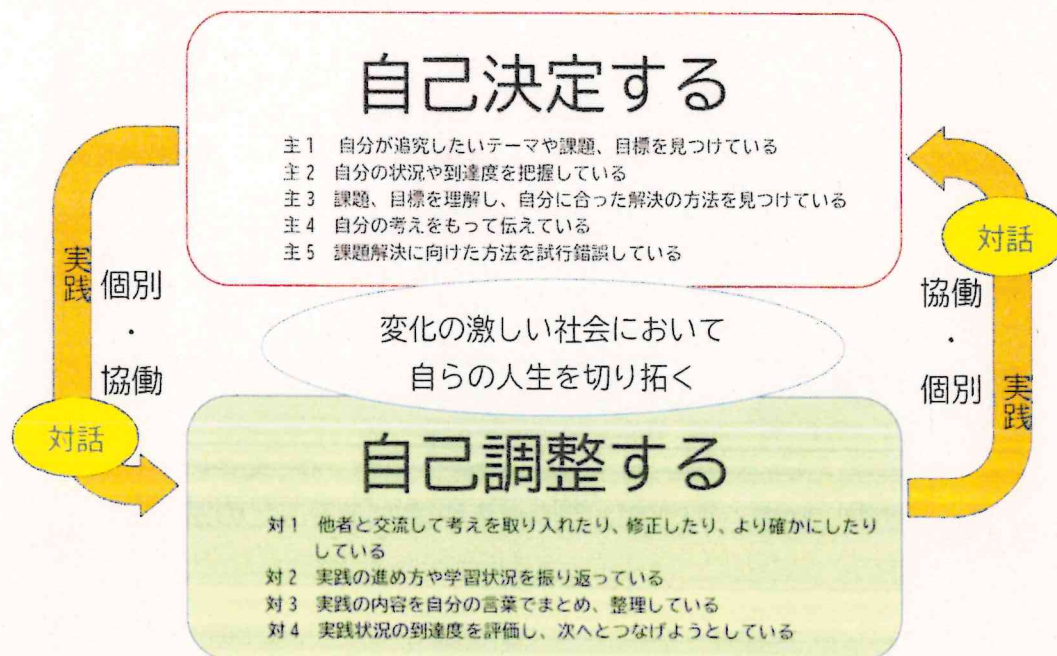
#### 4 本年度の重点施策

令和7年度の課題（主体性の欠如、基礎学力・生活習慣の定着不足、引北らしさをいかけた教育活動の見直し）を解決するため、以下の3点を重点的に推進します。

##### 【重点施策1】主体性の育成（「やらされる」から「自らやり続ける」へ）

- 「自己決定」と「自己調整」を大切にした教育活動の推進
- 「自分たちの学校は自分たちでつくる」意識の向上

課題の解決を、自分事として捉えるための自己決定と自己調整の往還



##### 【重点施策2】「引北らしさ」を生かした教育活動の充実

- 各ブロックにおける異年齢集団活動の充実と日常化  
上級生が下級生に生活習慣（挨拶や規律）を背中で教える文化を醸成
- つきたい力とブロックの接続的な学び意識した「国際コミュニケーション科」と「ふるさと科」の実践

##### 【重点施策3】「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- 授業における「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
- 効果的なICT活用
- 複式学級における運営と指導力向上

#### 5 施策を支える基盤づくり

- 安心できる居場所づくり
  - ・ 道徳教育、健康教育、個に応じた支援、各委員会等の充実
- 地域に開かれた教育課程の推進
  - ・ 学校運営協議会、地域での学び・地域の方による学習支援等の充実

## ○ 令和8年度の「学校運営協議会」のスタートにあたって

1年がスタートするこの時期、学校運営協議会では学校から協議会委員に向け、令和8年度の学校経営方針が、グランド・デザインを元に説明されます。

その際、令和7年度末に各協議会で熟議した学校関係者評価における課題分析や考察された改善策が令和8年度の学校経営方針に反映されることで、より有意義なものを築くことができます。

改善策を具現化するために、本年度開催される学校運営協議会の熟議のテーマを決めていきましょう。

### 熟議テーマの例

- ・〇〇地域の特色を生かした「社会に開かれた教育課程」の実践を充実させよう
- ・教員の「働き方改革」対策について、コミュニティ・スクールでできること
- ・すべての子どもに安心できる居場所を！～困り感に寄り添った不登校対策～
- ・子どもたちの探究活動の充実を目指して～協議会委員と教員との交流をとおして～
- ・学校教育目標、基本方針を受けた学校の教育環境について

一回の学校運営協議会でやられる熟議で完結できなかつたり、協議会委員が課題を持ち帰り、調査・はたらきかけが必要な課題もあつたりすることなどに留意しながら協議会の実施回数計画にも反映させたいものです。各学校におかれましては、

- ・グループ別の話し合い
- ・KJ法を用いた話し合い
- ・学校・地域・家庭の役割に視点をあてた話し合い
- ・教職員や児童・生徒を交えた話し合い
- ・アンケート結果などの情報を活用した話し合い
- ・小ホワイトボードを活用した話し合い



など熟議が充実する工夫をお願いします。

## ○ 学校運営協議会の活動で「持続可能な学校づくり」

年度のはじめに「学校運営協議会」の制度について、今一度正しい理解をしましょう。

学校運営協議会とは、学校運営や学校運営に必要な支援について協議する場です。

地域との連携・協働の活動を増やしていくための組織ではありません。

また、学校の方針や取組の説明を一方向的に話す場でもありません。

学校教育目標や目指す子どもの姿を実現するための計画・実践・検証・改善を協議することが役割です。

また学校から出された提案内容を承認するということは、委員一人一人が当事者として一緒に取り組むという意味が含まれています。時には一緒に課題解決していくことも大切です。

地域学校協働活動が単に、地域と学校と一緒に活動することではなく、学校教育目標や目指す子どもの姿を実現する、学校や地域が抱えている課題を解決するための活動になっているか点検したいものです。

ポイント

- 1 学校教育目標を視点にした課題を熟議する。
- 2 コミュニティ・スクールの制度を正しく理解する。
- 3 地域学校協働活動の目標を明確にして協働活動する。



## ○ 学校における働き方改革の一層の推進

学校運営協議会の承認を得ることになっている学校運営に関する「基本的な方針」に、本年度より教職員の業務量管理、健康確保措置の実施に関する内容を含めることになっています。

令和8年3月に策定された、浜松市教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画～あかるく・いきいき・みりよくある学校創造プラン～では、

以下に示す「計画の目的」「指標・目標」をもとに教職員の働きがいと働きやすさを感じる学校づくりについて示されています。

### ◎計画の目的

「価値ある学校」の創造

↑ **教育の質の向上** ↑

教職員一人一人のライフ・ワーク・バランスの充実  
教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事



### ◎指標・目標

- ・年次休暇年間取得日数 15日
- ・時間外月 45時間超教員 0人
- ・時間外年 360時間超教員 0人
- ・総合健康リスク 80未満
- ・高ストレス者の割合 5%未満
- ・ワークエンゲージメントの指数 5Pt以上\*
- \*3つの設問に対しそれぞれ7段階（毎日感じる：6Pt～全くない：0Pt）で回答。5.0Ptは各設問に対し「1週間に数回感じる」状態

## ○ 学校運営協議会にかかわってくださったすべての方へ感謝の気持ちを

日本では、感謝の気持ちを伝える際に「お陰様で」という言葉を冒頭に添えて伝える習慣があります。学校運営協議会の委員さんや学校支援コーディネーターさんだけでなく、学校の授業等の講師や支援にかかわっていただいたり、地域等の活動で子どもたちに参加を促したり、時には温かい声掛けをしてくださる方もいます。「人づくりは、街づくり」「街づくりは人づくり」と、多くの学校運営協議会からこんな声が聞こえてきます。こうした思いが子どもを取り巻く環境をよりよいものにしていくのだと思います。

教育委員会からすべての「お陰様」へ心から感謝申し上げます。

学校運営協議会の運営で分からないことやご相談は、

浜松市教育委員会 学校・地域連携課までご連絡ください。

電話 053-457-2423

FAX 050-3730-8496

E-mail [renkei@city.hamamatsu-szo.ed.jp](mailto:renkei@city.hamamatsu-szo.ed.jp)



# 浜松市教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

概要版

令和8年3月策定

～あかるく・いきいき・みりよりある 学校創造プラン～

## 計画の目的

### 「価値ある学校」の創造

#### 教育の質の向上

教職員一人一人のライフ・ワーク・バランスの充実  
教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事

## 指標・目標

- ・年次休暇年間取得日数 15日
- ・時間外月45時間超教員 0人
- ・時間外年360時間超教員 0人
- ・総合健康リスク 80未満
- ・高ストレス者の割合 5%未満
- ・ワークエンゲージメントの指標\* 5Pt以上



\* 3つの設問に対しそれぞれ7段階《毎日感じる(6pt)～全くない(0pt)》で回答  
「5.0pt」は各設問に対し「週間に数回感じる」状態

## 3つの柱に基づく56の取組

### ！教職員が働きがいと働きやすさを感じる学校づくり

- (1) 家庭・地域への理解促進**
  - ① 家庭・地域に対する働き方改革の周知啓発
- (2) 教育DXの推進**
  - ① 勤務サービス・諸手当のシステム化検討
  - ② 備品管理システムによる管理の効率化
  - ③ デジタルを活用した問題行動対策やいじめ対策の強化
  - ④ 統合型校務支援システムの利用
  - ⑤ タブレット型端末のロケーションフリー化
  - ⑥ 生成AIの効果的な活用
  - ⑦ 就学援助申請のオンライン化
  - ⑧ 学校給食費等Web口座振替受付サービスの導入・運用
  - ⑨ 自動採点システムの導入
  - ⑩ 各種報告書等の文書作成の自動化、効率化の検討
- (3) 学校・教職員への過剰な要求への対応強化**
  - ① 浜松市カスタマーハラスメント対策基本方針に基づいた対応
  - ② スクールのロイヤルの配置
  - ③ 学校問題解決に向けた体制強化
  - ④ 学校電話機への通話録音、非通知拒否機能等の追加
- (4) チーム学校の実現に向けた体制整備**
  - ① 多様な支援員、補助員の配置
  - ② 校務アシスタントの配置
  - ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣
  - ④ 部活動指導員の配置
  - ⑤ 教頭アシスタントの配置
  - ⑥ 若手教職員のサポート体制の構築
- (5) 負担軽減・業務の効率化の推進**
  - ① 勤務時間を意識した登下校時間等の見直し
  - ② 勤務時間外における電話の自動音声応答
  - ③ 連絡アプリを活用した効果的・効率的な情報収集と発信
  - ④ 多様な研修機会・形態の設定
  - ⑤ 学校に対する調査・照会等の見直しと精選
  - ⑥ 学校等への配布物の削減
  - ⑦ 各種団体事務及び連絡調整体制の見直し
  - ⑧ 学校事務の効率化・適正化による学校運営への参画促進
  - ⑨ 学校給食費、学校徴収金に係る事務・徴収管理の見直し
  - ⑩ 学校業務に関するマニュアル等の整備
- (6) 学校施設等に係る管理の負担軽減**
  - ① 学校施設・設備管理の負担軽減
  - ② 学校施設の施設形態スマート化
  - ③ ICT機器等の保守・管理委託化
  - ④ 学校施設における維持管理手法の検討
  - ⑤ 学校開放事業のスマート化
- (7) 柔軟な教育課程の編成や指導体制の充実**
  - ① 柔軟な教育課程の編成・実施に向けた検証
  - ② はままつ式30人学級編成の実施
  - ③ 小学校における教科担任制の拡充
  - ④ チーム担任制の検証



- II 教職員の心身の健康保持増進**
  - (1) 安全衛生管理の徹底**
    - ① 健康診断・ストレスチェックの実施と分析
    - ② セルフケア意識向上に向けた研修の実施
    - ③ 公務災害の防止
    - ④ 安全衛生管理体制の強化
  - (2) 柔軟な働き方と休暇取得の促進**
    - ① 年次休暇等の取得促進
    - ② 男性育児休業の取得促進
    - ③ 長期休業期間における学校閉庁日の実施
    - ④ 産休・育休等代替職員の適切な配置
    - ⑤ 時差勤務・在宅勤務の環境整備
  - (3) 相談体制の充実**
    - ① 産業医等による面接指導
    - ② 多様な相談窓口の周知



- III 多様な人材・主体との連携・協働**
  - (1) 多様な人材・主体との連携・協働**
    - ① 学校運営協議会を活用した地域と学校の連携促進
    - ② 地域学校協働活動による学校支援
    - ③ はままつ人づくりネットワークセンターの充実
    - ④ 保護者・地域・関係機関と連携した登下校の安全確保
  - (2) 部活動の地域展開の推進**
    - ① 部活動の地域展開の推進



(様式1)

学校番号 (小117・中050)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

引佐北部小中学校運営協議会長

<本年度の目標>

- ・委員同士の議論を深める。また、子供を交えた熟議も行っていく。
- ・さらに熟議の内容の質を向上させていく。特に、子供の声や学校の声に耳を傾け、そこから出た意見や要望を実現させていくための熟議とする。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒  ア よくできた    イ できた    ウ あまりできなかった    エ できなかった  
(理由)

7名の委員がそれぞれの立場から学校運営の基本方針について、意見や質問、考えを述べることで、十分に熟議できたと思われる。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒  ア よくできた    イ できた    ウ あまりできなかった    エ できなかった  
(理由)

校長の思いや引佐北部小中学校の教育活動についての報告を受け、どのように保護者や地域が学校をサポートしていくか、協議会で具体的に話し合うことができた。地域との繋がりを深めるための教育活動についてさらにアイデアを出すなど協議を続けていくべきと考える。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った     イ 行った    ウ あまり行わなかった    エ 行わなかった  
(理由)

ホームページに会議録やCSだよりを載せていたが、どれほどの保護者や地域の人が見ているかは疑問だ。高齢者にとっては、紙ベースのほうがよいのではないか。今後、紙ベースでの便りを発行するなど、発信方法を工夫していく必要がある。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

令和7年度の目標を引き継ぐこととする。

- ・委員同士の議論を深める。また、子供を交えた熟議も行っていく。
- ・さらに熟議の内容の質を向上させていく。特に、子供の声や学校の声に耳を傾け、そこから出た意見や要望を実現させていくための熟議とする。

(様式1)

令和8年5月11日

引佐北部小中学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 廣瀬 稔也 様

引佐北部小中学校運営協議会  
会長 ( )

### 夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和8年5月8日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

心豊かにたくましく生きる児童・生徒の育成を図るため、子供たちの主体的な活動を充実させるべきである。

⇒ 中等部(5～7年)で、観音山少年自然の家において宿泊体験を実施し、地元の自然の豊かさを改めて実感しながら、7年生をリーダーとする異年齢集団で体験活動に取り組む。その中で、個々の子供が自分で考え、仲間と話し合い協力し合いながら、ともに過ごす時間をよりよくしようと工夫し努力する姿勢を養う機会とする。

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
  - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
  - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 浜松市学校支援コーディネーター設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校と家庭や地域等との連携及び協働の取組を推進するため、浜松市学校支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 コーディネーターは、浜松市学校運営協議会規則（令和元年浜松市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）での協議を受けて、学校の運営に必要な支援に関するコーディネートを行うことを目的に設置する。

### (配置)

第3条 浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）は、協議会を設置する学校にコーディネーターを配置する。

2 配置人数は、協議会ごとに1人とする。ただし、委員会が特段の理由があると認める場合は、協議会ごとに3人まで配置することができる。

### (委嘱)

第4条 協議会を設置する学校の校長（以下「校長」という。）は、学校と家庭や地域との連携及び協働の取組に対して関心及び理解のある者のうちからコーディネーターとなることが適当と認められる者を選出し、委員会に推薦するものとする。

2 コーディネーターは、前項により推薦された者のうちから委員会が委嘱する。

3 コーディネーターの委嘱期間は、委嘱の日からその委嘱の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、補欠又は増員により就任したコーディネーターの委嘱期間は、補欠の場合は前任者、増員の場合は現任者の委嘱期間の残存期間とする。

4 コーディネーターは、再任することができる。

### (活動内容)

第5条 コーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 配置された学校（以下「配置校」という。）における支援のニーズの把握に関すること。
- (2) 配置校における支援に活用できる人材情報等の集約に関すること。
- (3) 配置校を支援する個人又は団体との連絡及び調整に関すること。
- (4) 配置校における支援に必要な人材情報等の提供及び実施に関すること。
- (5) 配置校における支援に関する地域等への情報提供に関すること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会又は配置校が必要と認める活動に関すること。
- 2 前項の活動を行うときは、配置校の教職員と連携を図りながら活動を行うものとする。

#### (活動時間)

- 第6条 コーディネーターの活動は、1日について午前8時00分から午後4時30分までの間における4時間を基本とする。
- 2 コーディネーターの活動時間の上限は、協議会ごとに年間360時間とする。ただし、規則第4条で規定する2以上の学校について一の協議会を置く場合は、協議会ごとに年間540時間を上限とする。
- 3 委員会は、コーディネーターが前項に規定する上限を超えて活動する必要があると認めるときは、活動時間の上限を協議会ごとに年間120時間（規則第4条で規定する2以上の学校について一の協議会を置く場合は、協議会ごとに年間180時間）まで伸長することができる。

#### (活動状況の報告)

- 第7条 コーディネーターは、活動実績簿を作成し、配置校に提出しなければならない。
- 2 配置校の校長は、活動実績簿の記載内容を確認し、委員会に提出しなければならない。
- 3 コーディネーターが配置校以外の場所で活動する場合には、活動時間、活動場所、活動内容等をあらかじめ配置校に伝え、了承を得なければならない。

#### (秘密の保持等)

- 第8条 コーディネーターは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、コーディネーターを退いた後も同様とする。
- 2 前項のほか、コーディネーターは、委員会又は配置校の運営に著しく支障をきたすような言動をしてはならない。

#### (活動の停止)

- 第9条 委員会は、第2条に定める目的の達成に支障があると判断するとき、又は前条に反するときはコーディネーターの活動を停止することができる。

#### (解嘱)

- 第10条 委員会は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。
- (1) 本人から解嘱の申し出があった場合
  - (2) 心身の故障等により、第5条第1項の各号に掲げる活動ができなくなった場合

(3) 第8条に反した場合

(謝礼)

第11条 委員会は、コーディネーターの活動に対し、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。ただし、謝礼の受取を辞退するコーディネーターは、この限りでない。

2 前項に規定する謝礼の金額は、1時間あたり1,000円とする。

(身分)

第12条 コーディネーターは、浜松市職員の身分を有するものではない。

(災害補償)

第13条 コーディネーターの災害補償については、委員会が加入する傷害保険の適用を受けるものとする。

(雑則)

第14条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和8年度

引佐北部小中学校いじめ防止基本方針

引佐北部小中学校

# 引佐北部小中学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	7
	(1)引佐北部小中学校年間指導計画	8
	(2)いじめの未然防止	9
	(3)いじめの早期発見	12
	(4)いじめに対する措置	13
	(5)関係機関との連携	13
	(6)学校における教育相談体制の整備	14
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	14
	(8)いじめが「解消している」状態	14
	(9)「引佐北部小中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	14
3	地域や家庭の役割	15
	(1)地域の役割	15
	(2)家庭の役割	15

第3 重大事態への対処 .....	15
1 重大事態の意味 .....	16
(1)生命心身財産重大事態 .....	16
(2)不登校重大事態 .....	16
(3)子どもや保護者からの申立て .....	16
2 重大事態の調査組織 .....	16
3 事実関係を明確にするための調査の実施 .....	16
4 調査結果の提供及び報告 .....	16
5 その他の留意事項 .....	17

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、こどもの世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けたこどもの立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状態等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けたこどもの意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

### 2 いじめの理解

- いじめは、どのこどもにも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くのこどもが入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子どもを対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子どもの心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子どもや、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子どももいます。また、いじめを行った子どもといじめを受けた子どもが入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子どもを取り巻く大人が一丸となって、心の通う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子どもを育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子どもの健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全ての子どもを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子どもたちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子どもたちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子どもたちからのSOS)は、いじめを受けている子どもからも、いじめを行っている子どもからも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子どもを見守る体制を整え、子どものささいな変化に気付く力を高め、早期発

見に努めます。

- 子どもを取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子どもを見守る。

### (3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子どもへの支援・いじめを行った子どもや周囲の子どもへの指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子どもから事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子どもの健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子どもを見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子どもや保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「引佐北部小中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省)」を理解し、「引佐北部小中学校いじめ防止基本方針」を効

果的に運用していきます。

## 1 いじめの防止等のための組織

### (1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
  - ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター（生徒指導担当教員）、ブロック主任、養護教諭、いじめ事案該当学級担任、
  - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
  - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎週1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

### (2)いじめの防止等における教職員の役割

#### ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

#### ②教職員の役割

- ア 校長 : 「引佐北部小中学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 : いじめ対策コーディネーターとして、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ ブロック主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年ブロック全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。

ク 発達支援コーディネーター

: 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。

ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。

コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

## 2 いじめの防止等に関する取組

(1)引佐北部小中学校年間指導計画 ※GE:構成的グループエンカウンター CP:キャリア・パスポート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全校行事	入学式 始業式 CP GE	運動会 CP	いのちについて考える月間はままつまナー	終業式	始業式		みさとパビリオン CP	ひとりひとりにいい声掛けデー GE	はままつまナー 先走大会 終業式	始業式	はままつまナー GE	卒業式 はばたきの式 修了式 CP
初等部	オリエンテーション 地域探検	道徳(友情・信頼) 情報	道徳(相互理解・寛容) 茶摘み体験③ 野菜の栽培②			道徳(思いやり)		道徳(信頼・友情)	校外学習	道徳(生命尊重)	道徳(感謝) 幼小交流	4年生ありがとう集会
中等部	オリエンテーション	道徳(友情・信頼) 思春期教室	道徳(個性の伸長) 情報モラル			道徳(相互理解・寛容) 愛光園訪問⑤	道徳(思いやり) 宿泊体験		道徳(公正・公平) きりやま販売 研修旅行⑥ 校外学習	道徳(生命尊重) 紙すき体験⑤ 情報モラル	道徳(感謝)	キャリア体験
高等部	オリエンテーション	道徳(友情・信頼)	情報モラル	道徳(相互理解・寛容) 思春期教室		修学旅行⑨ 情報モラル	道徳(公正・公平)	道徳(思いやり)	道徳(個性の伸長) きりやま販売	情報モラル 道徳(生命尊重)	道徳(感謝)	キャリア体験 思春期教室
みさと会	1年生を迎える会 みさと総会	みさと集会	いのちについて話し合い	みさとと会選挙 みさと集会			みさと総会	みさと集会		みさと集会		9年生を送る会
いじめ対策委員会・運営委員会(毎週)												
教職員	校内研修 ・基本方針 ・組織 ・子ども理解 ・いじめ防止 基本方針の 確認	校内研修 アンケート 実施(4月) はままつま じアンケート ト	校内研修 ・SCによる全 児童生徒との 面談 ・いのちの話 アンケート 実施	校内研修 ・ICT活用 SCによる 全児童生徒 との面談 アンケート 実施	幼小中 同研修 ・こどもの ころろ ア	アンケート実 施	校内研修 ・事例研究 はままつま めアンケート	校内研修 ・事例研究 アンケート実 施	アンケート実 施	校内研修 アンケート実 施	いじめ防止 取り組み総点 検 はままつま めアンケート	卒業式
保護者・地域	入学式 PTA総会 ・基本方針 説明 ・授業参観 ・学級懇談	学校運営協 議会 ・基本方針 説明	健全育成会総 会 ・情報モラ ル講演 学校運営協議会	教育相談		授業参観 学校運営協 議会 まるごと会議	みさと パビリオン 教育相談(希 望制)	学校保健委員 会	教育相談	中学生オリエ ンテーション 学校運営協議会	学校運営協 議会 授業参観 学級懇談	卒業式

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「心豊かにたくましく生きる児童・生徒の育成」の具現化を目指し、「安心できる居場所づくり」を学校運営の重点として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いのちの大切さについて考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

- ・朝会で「いのちについて考える」をテーマとする講話を実施し、その講話を受け、各学級で担任が深める話し合い活動等を行う。
- ・みさと会活動として、いのちについて考える話し合い活動を行う。(形態は、縦割り班、ブロック、学級等必要に応じて)
- ・はままつマナーを活用して、他者との付き合い方について考える。

- 教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子どもの心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子どもや、周りで見えたり、はやし立てたりする子どもを容認するものにほかならず、いじめを受けている子どもを孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「引佐北部小中学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子どもと保護者がインターネット上の情報の特性(拡散性、残存性、非対面性、公開性など)を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子どもと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子どもがいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

### 【初等部】

- 4月 学級活動での学級目標の設定
- 6月 みさと会主導「いのちについて考える」月間の実施

### 【中等部】

- 4月 学級活動での学級目標の設定
- 6月 みさと会主導「いのちについて考える」月間の実施  
学級活動での情報モラルについて考える授業の実施

随時

児童・生徒全員にとってよりよい学校となるためのルールの見直し

### 【高等部】

- 4月 学級活動での学級目標の設定
- 6月 みさと会主導「いのちについて考える」月間の実施  
学級活動での情報モラルについて考える授業の実施

(みさと会中心)

随時	生徒全員にとってよりよい学校となるためのルールの見直し (みさと会中心)
イ こどもが、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
随時 【初等部】 4月 4月 2学期 学期末	学級や学年におけるルールについての児童生徒での話し合い  学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養 学級活動において1年間のめあてを設定(キャリア・パスポート) 授業研究と事後研修(主体的・対話的で深い学びと自己指導能力) キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
【中等部】 4月 4月 2学期 学期末	生活オリエンテーションの実施によるルールの共通理解 学級活動において1年間のめあてを設定(キャリア・パスポート) 授業研究と事後研修(主体的・対話的で深い学びと自己指導能力) キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
【高等部】 4月 4月 2学期 学期末	生活オリエンテーションの実施によるルールの共通理解 学級活動において1年間のめあてを設定(キャリア・パスポート) 授業研究と事後研修(主体的・対話的で深い学びと自己指導能力) キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ こどもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
各学期末 【初等部】 5月 6月 9月 11月 1月 2月	「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成  「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施 「生命尊重」をテーマにした道徳の授業の実施 「思いやり」をテーマにした道徳の授業の実施 「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業の実施 「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業の実施 「感謝」をテーマにした道徳の授業の実施
【中等部】 5月 6月 9月 11月 12月 1月 2月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施 「生命尊重」をテーマとして扱った道徳の授業の実施 「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業の実施 「思いやり」をテーマにした道徳の授業の実施 「公正・公平」をテーマにした道徳の授業の実施 「個性の伸長」をテーマにした道徳の授業の実施 「感謝」をテーマにした道徳の授業の実施
【高等部】 5月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施

6月	「生命尊重」をテーマとして扱った道徳の授業の実施
9月	「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業の実施
10月	「公正・公平」をテーマにした道徳の授業の実施
11月	「思いやり」をテーマにした道徳の授業の実施
1月	「情報モラル」をテーマにした道徳の授業の実施
2月	「感謝」をテーマにした道徳の授業の実施
エ 発達障害を含む、障害のあるこども、海外から帰国したこどもや外国籍のこども、国際結婚の保護者を持つ外国につながるこども、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係るこどもなど、こども一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
毎月 【初等部】	多様性の理解に向けた縦割り活動による清掃活動や学校行事の実施
9月 【中等部】	ストレスマネジメント教室の実施（4年）
5月 【高等部】	思春期教室の実施（6年）
7月	思春期教室の実施（8年）
3月	思春期教室の実施（9年）
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、こどもの社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
【初等部】	
毎日	朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」の取組
4月	構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動
9月	まるごと会議
11月	構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動
3月	これからの自己の在り方を考える「10歳のつどい」の実施（4年）
2月	構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動
【中等部】	
4月	みさと会主催の1年生を迎える会による仲間づくり 構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動
5月	縦割り活動を取り入れた運動会の実施
9月	まるごと会議
11月	構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動
2月	これからの自己の在り方について考える「立志のつどい」の実施（7年）
2月	構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動
3月	進路や生き方について考えるキャリア研修の実施
【高等部】	
4月	みさと会主催の1年生を迎える会による仲間づくり 構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動
5月	縦割り活動を取り入れた運動会の実施
9月	まるごと会議
11月	構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動
2月	構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動
3月	進路や生き方について考えるキャリア研修の実施

※道徳やはままつマナー等、月末に振り返りを行い確実に実施する。

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子どもを見守る体制を整え、子どものささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子どものちょっとした変化」に気づき、子どもが何でも相談しなくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子どもとのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子どもがいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

#### ア 実施時期・実施回数

- ・はままついじめアンケートは、学期に1回実施する。(5月、10月、2月)
- ・定期アンケート調査 はままついじめアンケートを行わない月の月末に実施  
※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

#### イ 実施方法・検証

- ・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。
- ・学校(家庭)で実施する。
- ・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。その際、「T-port 気づき」に必要事項を記入する。
- ・いじめ対策委員会の協議を経て、速やかに個別面談を実施する。
- ・いじめ対策委員会の協議を速やかに他の職員にも知らせ、全職員で見守る体制を築く。  
※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

#### ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

#### ア 実施時期・実施回数

- ・定期個人面談：1学期末及び2学期末は全員実施する。  
年度末は必要に応じて実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

#### イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

#### ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子どもが自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子どもにとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子どもからの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子どもがインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

#### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子どもや保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を「T-port 気づき」を活用して報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われるときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子ども、いじめを知らせてきた子どもを徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子どもには、安心できる場を確保し、いじめを行った子どもには、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子どもに対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子どもがいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子どもに対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

#### (5)関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（SC、SSW）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。

○いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子どもや保護者に紹介する。

#### (6)学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（SC、SSW等）の活用等、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの気持ちを最優先に受け止め、子どもの気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

○子どもが安心してSOSを発信できるように、子どもを取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。

○いじめを受けた子どもとその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。

○いじめを行った子どもとその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

#### (7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

○「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「引佐北部小中学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。

○教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。

○定期的なアンケート等に記載された内容や子どもや保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。

○事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。

○いじめを行った子どもが抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

#### (8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）

②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

#### (9)「引佐北部小中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

○「引佐北部小中学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。

○入学時や各年度の開始時に、「引佐北部小中学校いじめ防止基本方針」について、子ども、保護者、学校運営協議会等に説明する。

○より実効性の高い取組を実施するために、「引佐北部小中学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。

○「引佐北部小中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### 3 地域や家庭の役割

#### (1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つこどもに積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人がこどもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

#### (2)家庭の役割

こどもが社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、こどもにとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」をこどもに教える。
- こどもからいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- こどもとの触れ合いや対話を大切にする。こどものありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」とこどもが安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景としたこどものちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。こどもに携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持ってこどもの使い方や様子に注意を払う。
- こどもがいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
  - ア こどもに、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - イ こどものいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行ったこどもの健全な人格の発達を考える。
  - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行ったこどもが、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

### 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

## 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

### (1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、こどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

### (2) 不登校重大事態

いじめにより、こどもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、こどもが一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

### (3) こどもや保護者からの申立て

こどもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

## 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、こどもの命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

## 3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情やこどもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

## 4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けたこどもやその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他のこどものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

## 5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子どもが深く傷つき、学校全体の子どもや保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子どもだけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかったために心身の苦痛を感じてしまう子どもや保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

2026年(令和8年)度 行事予定表(案)

●「保健関係行事」及び★「定期テストや主要な校内行事がある日」は、該当学年はラーケーションを行うことができます。ご了承ください。

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1	水	1	金	1	月	1	水	1	土	1	火
			参観会振替		縦割り遊び						給食開始 身体測定(小学生)
2	木	2	土	2	火	2	木	2	日	2	水
					こころの劇場(6年 弁当持参) 尿検査(3次)		クラブ(4~6年)				★県学力調査(9年) ★定期テスト(78年)
3	金	3	日	3	水	3	金	3	月	3	木
			憲法記念日				思春期教室(8年)				身体測定 朝789年
4	土	4	月	4	木	4	土	4	火	4	金
			みどりの日		クラブ(4~6年) ●耳鼻科検診(147年)						夢ポッケ号 県学調予備日
5	日	5	火	5	金	5	日	5	水	5	土
			こどもの日		健全育成会・子育て講演会・授業公開(AM)						
6	月	6	水	6	土	6	月	6	木	6	日
			振替休日								
7	火	7	木	7	日	7	火	7	金	7	月
							防災講座				
8	水	8	金	8	月	8	水	8	土	8	火
	新任式・始業式 入学式準備(中学生5時間授業・弁当持参)		特日課 専門委員会(L)		●内科検診(小)		進路説明会(9年)PM				学校公開日 5まるごと会議 ⑥授業参観(3~9年) 学校運営協議会
9	木	9	土	9	火	9	木	9	日	9	水
	★入学式 全学年3時間				●内科検診(中)						
10	金	10	日	10	水	10	金	10	月	10	木
	普通日課(弁当持参) 1年生4時間 初・中・高等部 学校生活オリエンテーション				全校4時間 給食後下校		薬学講座(67年)		学校閉庁日		
11	土	11	月	11	木	11	土	11	火	11	金
					朝会「いのちについて考える」サポートテスト(4年)パスカード(8年)				山の日		色覚検査(1年)
12	日	12	火	12	金	12	日	12	水	12	土
			交通安全教室		いのちについて考える日				学校閉庁日		
13	月	13	水	13	土	13	月	13	木	13	日
	避難訓練 給食開始 1年生4時間								学校閉庁日		
14	火	14	木	14	日	14	火	14	金	14	月
	1年生4時間 身体測定・視力・聴力		運動会全体練習				みさと会役員選挙(5~9年)		学校閉庁日		9年生給食後下校
15	水	15	金	15	月	15	水	15	土	15	火
	1年生4時間 水曜日課スタート		運動会全体練習 初等部給食後下校 運動会準備(5~9年)				30分間回泳(放課後)				★修学旅行(9年)
16	木	16	土	16	火	16	木	16	日	16	水
	1年生4時間 任命式 計算力調査(2~6年)		運動会		交通安全リーダーと語る会(4~6年) ★定期テスト(中学生)		給食終了 30分間回泳(予備日)				★修学旅行(9年)
17	金	17	日	17	水	17	金	17	月	17	木
	1年生4時間 特日課 専門委員会(L) 1年生を迎える会 結団式				中体連壮行会		終業式 全校3時間				★修学旅行(9年)
18	土	18	月	18	木	18	土	18	火	18	金
			運動会振替		避難訓練(火災)						9年生11:30登校
19	日	19	火	19	金	19	日	19	水	19	土
			運動会表彰式(朝) 尿検査(2次)		特日課 専門委員会						
20	月	20	水	20	土	20	月	20	木	20	日
	全校4時間						海の日				
21	火	21	木	21	日	21	火	21	金	21	月
	全校4時間 ●尿検査(1次)		●眼科検診				教育相談				敬老の日
22	水	22	金	22	月	22	水	22	土	22	火
	1年生5時間授業開始 ★全国学力調査(9年英語「聞く読む書く」、質問紙)		特日課 専門委員会		選挙管理委員会		教育相談				国民の休日
23	木	23	土	23	火	23	木	23	日	23	水
	★全国学力調査(6年:国算、9年:国数)				あぶとれ(1~6年)						秋分の日
24	金	24	日	24	水	24	金	24	月	24	木
	★全国学力調査(9年:英語「話す」、6年質問紙) 清掃リーダー会										特日課 専門委員会(L)
25	土	25	月	25	木	25	土	25	火	25	金
	参観会・PTA総会・引き渡し訓練		●心電図(147年) ●貧血検査(7年)		歯科健康教育(1年) 夢ポッケ号						朝 任命式 ★定期テスト(9年) 清掃リーダー会
26	日	26	火	26	金	26	日	26	水	26	土
			色覚検査(4年) 租税教室(6年) いものつるさし(1年・幼)								
27	月	27	水	27	土	27	月	27	木	27	日
	家庭確認 みさと総会		全校4時間 給食後下校 いものつるさし予備								
28	火	28	木	28	日	28	火	28	金	28	月
	⑥カット 家庭確認 ●歯科検診 歯科指導(5年)		思春期教室(6年)								小さな子とふれあう会 前指導(89年)
29	水	29	金	29	月	29	水	29	土	29	火
	昭和の日		色覚検査(7年) 夢ポッケ号		みんなの下水道教室(4年) 浜松マナー週間(~7/3)						小さな子とふれあう会(89年)
30	木	30	土	30	火	30	木	30	日	30	水
	初等部地域探検(1~4弁当) 34年⑥カット										
		31	日			31	金	31	月		
									始業式 全校3時間 防災訓練(幼小中合同)		

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	木	1	日	1	火	1	金	1	月	1	月
2	金	2	月	2	水	2	土	2	火	2	火
3	土	3	火	3	木	3	日	3	水	3	水
4	日	4	水	4	金	4	月	4	木	4	木
5	月	5	木	5	土	5	火	5	金	5	金
6	火	6	金	6	日	6	水	6	土	6	土
7	水	7	土	7	月	7	木	7	日	7	日
8	木	8	日	8	火	8	金	8	月	8	月
9	金	9	月	9	水	9	土	9	火	9	火
10	土	10	火	10	木	10	日	10	水	10	水
11	日	11	水	11	金	11	月	11	木	11	木
12	月	12	木	12	土	12	火	12	金	12	金
13	火	13	金	13	日	13	水	13	土	13	土
14	水	14	土	14	月	14	木	14	日	14	日
15	木	15	日	15	火	15	金	15	月	15	月
16	金	16	月	16	水	16	土	16	火	16	火
17	土	17	火	17	木	17	日	17	水	17	水
18	日	18	水	18	金	18	月	18	木	18	木
19	月	19	木	19	土	19	火	19	金	19	金
20	火	20	金	20	日	20	水	20	土	20	土
21	水	21	土	21	月	21	木	21	日	21	日
22	木	22	日	22	火	22	金	22	月	22	月
23	金	23	月	23	水	23	土	23	火	23	火
24	土	24	火	24	木	24	日	24	水	24	水
25	日	25	水	25	金	25	月	25	木	25	木
26	月	26	木	26	土	26	火	26	金	26	金
27	火	27	金	27	日	27	水	27	土	27	土
28	水	28	土	28	月	28	木	28	日	28	日
29	木	29	日	29	火	29	金	29	月	29	月
30	金	30	月	30	水	30	土	30	火	30	火
31	土			31	木	31	日			31	水